

三次市不育治療費助成事業のお知らせ

三次市では、不育症治療を受けられるご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成28年4月1日から治療費を助成します。

不育症とは・・・妊娠しても流産や死産を繰り返す場合を「不育症」と呼んでいます。一般的には2回連続した流産や死産があれば、専門の医療機関を受診し原因を調べていただくことをお勧めします。

助成内容

1回の治療期間（診断を受け治療を開始した後、1回の妊娠成立から妊娠終了までの期間）に要した助成対象となる費用（※）を助成します。

※助成対象となる費用・・・平成28年4月1日以降に終了した、不育症治療専門医療機関で受けた医療保険適用外の不育症の治療や検査にかかる医療費が対象になります。

助成の対象者

次の要件をすべて満たす方が助成の対象です。

- ①法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ②治療開始日以降及び申請日において夫婦ともに市内に住所を有していること。
- ③医療保険各法の被保険者等であること。
- ④夫婦ともに納税すべき市税等に滞納がないこと。
- ⑤夫婦の前年所得（1～5月の申請の場合は前々年所得）の合計額が730万円未満であること。

※所得の計算は、児童手当法施行令を準用します。

申請の方法・必要なもの

助成を受けようとする人は、治療が終了した日の翌日から1か月以内に、次の書類を提出してください。内容を審査のうえ、申請者に承認（不承認）決定通知を送付し、指定された口座に振り込みます。

- ①不育治療費助成申請書
- ②不育治療費助成申請に係る証明書
- ③不育治療にかかる医療機関の発行する領収書（診療報酬明細書）原本
- ④婚姻関係及び住所が確認できる書類（夫婦の住民票、戸籍謄本）
- ⑤所得が確認できる書類（所得証明書）
- ⑥健康保険証
- ⑦印鑑
- ⑧申請者の振込先の預金通帳やカード

※④⑤⑥は、省略できる場合があります。



【申請・問い合わせ先】

三次市健康推進課（〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号）

電話（0824）62-6232 / F A X（0824）62-6382

Email : kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp